

答申行政第78号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成31年3月19日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「長期間（20年以上）の事業中断があつて、地元説明会での要望事項等に何ら回答なく事業に入った、岡山県の土木事業の事業名、場所、中断期間、地元説明会開催時期及び地元要望等に関する文書」の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「長期間（20年以上）の事業中断があつて、地元説明会での要望事項等に何ら回答もなく事業に入った土木事業の事業名、場所、中断期間、地元説明会開催時期、地元要望等に関する文書」と特定した上で、当該文書を保有していないとして非開示とする本件処分を行い、平成31年3月29日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和元年6月24日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和元年8月28日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
非開示決定処分を取り消し、開示決定を求める。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。
県道〇〇〇〇線の道路事業が、地元住民から見て長期にわたって中断していた。
事業再開に当たり、平成〇〇年〇〇月〇〇日にこの工事の地元説明会が開催され、いくつかの地元要望があつたが、岡山県は地元要望に何ら回答することなく工事に入った。誠に不誠実である。

行政は前例を踏襲するものなので、住民目線で20年以上事業中断（目に見えない予算執行は、住民から見て事業継続とは言えない。）があり、事業再開に当たって地元要望に何ら回答なく事業に入った先行事例が他にもあると信じている。過去に事例があるからこそ、それを今回も踏襲したのではないか。

この道路は、地元から色々要望の出た問題のある道路であるが、それを無視して着工したという現実があったところから考えれば、同様の事案を取りまとめた資料があるはずだ。

事業中断の始期は用地買収着手時であり、その後工事に取り掛からない場合は、その事業が中断に入ったと地元住民は理解する。県が用地買収を行い、20年以上経ても工事が行われていない事業用地は多々あると思う。事業中断があった個所は存在しない旨の県の主張には悪意を感じる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

対象公文書について開示請求者に対して平成31年3月22日に電話で主旨を確認したところ、開示請求者から「対象は県全域の土木事業であり、これらをまとめて整理しているもの」との説明があった。

このため、本件開示請求の対象公文書を「県を事業主体とする土木部の事業において、長期間（20年以上）の事業中断があつて、地元説明会での要望事項等に何ら回答もなく事業に入った土木事業について、その事業名、場所、中断期間、地元説明会開催時期、地元要望等の項目を取りまとめた文書」と判断した。

道路建設課が所管する事業については、長期間（20年以上）の事業中断があつた箇所はないことから、開示請求対象文書がないことを確認した。

審査に当たっては、土木部内の関係課に対して開示請求対象文書の説明を行った上で、所管する事業に関し、長期間（20年以上）の事業中断があつた箇所の有無及び該当があればその事業名について照会を行ったところ、関係課全てから長期間（20年以上）の事業中断があつた箇所はない旨の回答を得たことから、開示請求対象文書がないことを確認した。

県が土木事業を実施するためには議会で予算の承認を得る必要があるため、「事業中断」に関しては、事業着手後に何らかの理由で予算措置を行わなかった状況と考えた。

また、仮に本件審査請求において審査請求人が主張するように、用地買収に着手した時から工事に取り掛かるまでの期間を事業中断と捉えたとしても、「要望事項に何ら回答なく事業に入った箇所を取りまとめた文書」は存在しておらず、本件開示請求に係る公文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、「県を事業主体とする土木部の事業におい

て、長期間（20年以上）の事業中断があつて、地元説明会での要望事項等に何ら回答もなく事業に入った土木事業について、その事業名、場所、中断期間、地元説明会開催時期、地元要望等の項目を取りまとめた文書」（以下「本件対象公文書」という。）である。

2 本件対象公文書の存否について

審査請求人は、用地買収に着手して工事に取り掛かるまでの間を「事業中断」と捉え、20年以上事業中断している事業用地は存在すると主張している。あわせて、行政は前例を踏襲するものなので、地元説明会での要望事項に何らの回答なく事業に入った先例があつたと考えられるため、そのような事例を取りまとめた本件対象公文書は存在し、実施機関は、当該文書を開示すべきであると主張している。

一方、実施機関は、「事業中断」を事業着手後に何らかの理由で予算措置を行わなかつた状況と捉え、事業中断のあつた個所は存在しないため、それを記録した本件対象公文書は存在しないと主張している。これに加え、仮に「事業中断」を審査請求人の主張のとおり捉えるとしても、それを取りまとめた公文書は作成していないため、保有していないと主張しているので、本件対象公文書の存否について以下に検討する。

審査請求人及び実施機関からの聴取によると、本件開示請求における「事業中断」の意味するところについてはそれぞれの認識に相違があるものの、審査請求人及び実施機関のいずれの側も、本件対象公文書は該当する事業を「取りまとめた」ものであると認識していたことでは一致していたことが認められる。

実施機関が、取りまとめた文書は作成しておらず、保有していない旨主張しているのでその点について検討すると、実施機関から聴取したところでは、仮に「事業中断」を審査請求人の主張のとおり捉えるとしても、中断した事業を一覧表などの形で取りまとめた公文書は作成していないとのことであり、土木事業における通例としてそのような文書は作成しないとの実施機関の説明に、特段不自然・不合理な点は認められない。

また、審査請求人の、地元説明会での要望事項に何らの回答なく事業に入った先例を取りまとめた本件対象公文書は存在すると信じる旨の主張は、実施機関の上記説明を覆すに足りる具体性を帯びたものではない。

3 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書について不存在を理由として非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 8 月 28 日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年 9 月 27 日 (審査会 1 回目)	事案の審議を行った。
令和元年 10 月 31 日 (審査会 2 回目)	実施機関及び審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
令和元年 11 月 29 日 (審査会 3 回目)	事案の審議を行った。
令和元年 12 月 20 日 (審査会 4 回目)	事案の審議を行った。
令和元年 12 月 23 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 鷹 取 司	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学 名誉教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。